

TAC 一級建築士 受験対策 無料セミナー

法規 限界突破の秘策
～GW TAC「法規 限界突破 2026」の前に秘策を伝授！～

一級建築士学科 オンラインライブクラス 担任
Webフォロー・ビデオブース講座・Web通信講座 担当
井澤 真悟

1. 正誤に関わらないスルー条件を見極めよう！
2. 「〇〇以外は建築してはならない」等の二重否定に対する対策
3. 法規の「覚え方」のポイント（何をどうやって覚える？）
4. 難解な条文の読み方、対策
5. 法規のタイプを上げる秘策
6. 問題集への線引き、マーカーの活用例（井澤の問題集、法令集を見せます！）
7. 井澤式比較暗記法 [法規編] いいねベスト3発表！

8. GWの定例「法規 限界突破 2026」シリーズのご案内
①法規特訓テスト、②法改正出題予想講座、③告示出題予想講座
9. 令和8年 「やまかけ！実例建築物・建築作品・建築史 厳選 92 件テスト」
外部生販売のご案内

質問タイム

建築基準
関係法令集

一級・二級建築士試験対策法令集

売上No.1

受験のための
工夫が満載！

見やすさ
ぶっちぎり!!

※3法人(紀伊國屋書店・丸善ジュンク堂書店・TSUTAYA)POS売上データを基に弊社にて集計<2024年11月~2025年6月>

資格の学校
TAC

1. 正誤に関わらないスルー条件を見極めよう！

- ・正誤に関わらない前提条件としての構造種別、規模、用途は見なくて良い！
下記の下線部分はスルー条件！

【出題例1】 H2904-2（TAC項目別問題集 No. 270）

鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅の用途に供する建築物である**認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。**（正）

- ・法68条の20第2項及び法7条の3第4項（中間検査）。
- ・そもそも中間検査が不要な建築物であれば設問が成り立ちません。
そもそも鉄骨造だったり、地上2階建てだったり、共同住宅でない用途だったりしたら、中間検査が不要なため、設問が成り立たないのです。
- ・下線部分は、**中間検査が必要な建築物であることを示す、前提条件としての記載**です。**前提条件は疑う必要はありません。**
- ・**設問の論点**は、「**認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。**」か否か。

<スルー条件を見極めるためのヒント>

- ① 長い設問は、はじめに**最後を見て設問の論点を確認**する。
- ② スルー条件を見極めるには、**内容の理解**が不可欠（数値の暗記ではない）。

【出題例1-2】 R0504-1（TAC項目別問題集 No. 282） ←【出題例1】と比較整理

建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000㎡、地上5階建ての共同住宅の新築の工事において、3階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定行政庁が指定する工程ではない。）を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、**建築主事の中間検査を申請しなければならない。**（誤）

- ・法7条の3第1項一号及び令11条。「3階の床及びこれを支持するはり」ではなく「2階」です。
- ・上記の下線部分はスルー条件と言えますが、「3階」の部分は設問の論点そのものです。
- ・過去問の誤肢のポイントを覚えることが重要です。後述。

【出題例2】 R0104-3 (TAC項目別問題集 No. 279)

延べ面積 800 m²、地上 5 階建ての事務所について、ホテルの用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²となる用途の変更に係る確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、建築主は、当該工事が完了したときは、当該指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。 (誤)

- ・ 法 87 条 1 項及び法 7 条
- ・ そもそも確認が不要な用途変更であれば、工事完了後の手続も不要であり、設問が成り立ちません。
そもそも用途変更後に 200 m²超の特殊建築物としないのならば、また、類似の用途相互間の用途変更であれば、確認は不要であり、工事完了後の手続も不要なため、設問が成り立たないのです。
- ・ 下線部分は、**確認が必要であり、工事完了後の手続が必要な建築物であることを示す、前提条件としての記載**です。前提条件は疑う必要はありません。
- ・ 設問の論点は、「用途の変更に係る確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、建築主は、当該工事が完了したときは、当該指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。」か否か。もっと詳しく言えば、
 - ・ **指定確認検査機関でよいのか否か。** → 否。建築主事等、一択。
 - ・ **(完了) 検査の申請なのか否か。** → 否。工事完了届の届出。

<補足>

- ・ スルー条件は、**設問が成り立つための前提条件**である場合のほか、**他の設問肢と表現を合わせるため**である場合もあります。

2. 「〇〇以外は建築してはならない」等の二重否定への対策

(1) 法規で「二重否定」の表現が多い理由

- ・法律は基本的に「何ができるか」ではなく、「何ができないか」という禁止事項を規定することが多い。
- ・「〇〇以外は建築してはならない」であれば、
〇〇以外は全部NGであることが明確。
- ・「〇〇を建築することができる」だと、
〇〇以外はNGと明記されていないため、
拡大解釈の余地が生じる可能性がある。
- ・「〇〇だけを建築することができる」や「〇〇に限って建築することができる」と書いてくれると分かりやすいのだが。。

【例】

第48条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

▶別表第2▶

別表第2 用途地域等内の建築物の制限 (第27条、第48条、第68条の3関係)

(イ) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	一	住宅	
	二	住宅	で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの ▶令130条の3▶222
	三	共同住宅、寄宿舎	又は下宿
	四	学校	(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの
	五	神社、寺院、教会	その他これらに類するもの
	六	老人ホーム、保育所、福祉ホーム	その他これらに類するもの
	七	公衆浴場	(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)
	八	診療所	
	九	巡査派出所、公衆電話所	その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 ▶令130条の4▶223
	十	前各号の建築物に附属するもの	(政令で定めるものを除く。) ▶令130条の5▶223

(2) 二重否定への対策

① 内装制限 (令 128 条の 4) (TAC テキスト p 112)

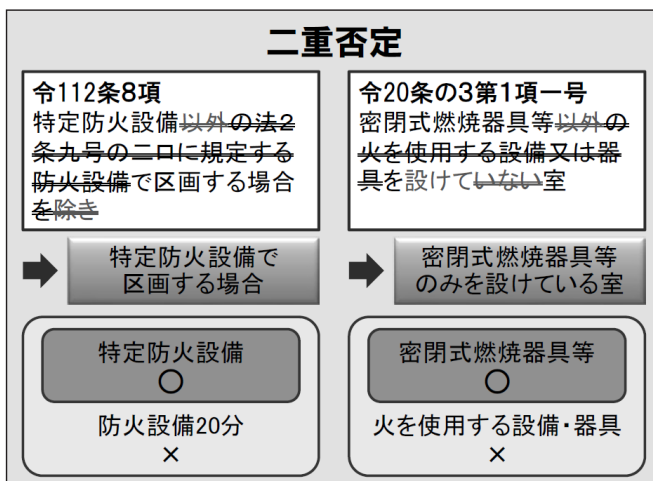
【制限を受けない特殊建築物等】

第 128 条の 4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものであるとする。

法35条の2では、内装制限を「受けない」ものを政令で定めることになっているが、令128条の4では、逆に内装制限を「受ける」ものを列挙することにしたので、「次に掲げるもの以外のものである」と表現している。つまり、次に掲げるもの「以外」のものが、内装制限を「受けない」という二重否定になっているので、「次に掲げるものが内装制限を受ける。」と読み替える。したがって、見出しの「受け~~ない~~」と条文の「~~以外~~」を消して考える。

② 換気設備 (令 20 条の 3 第 1 項一号) (TAC テキスト p 129)

③ 高層区画の区画面積の緩和 (令 112 条 8 項、9 項) (TAC テキスト p 89)



④ 土砂災害防止法 (土砂災害防止法 10 条 2 項) (TAC テキスト p 251)

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

◻【制限用途】土砂災害防止法令6条→

3. 法規の「覚え方」のポイント（何をどうやって覚える？）

(1) 「設問の意味を考え、覚える」とは？

【出題例】 R0325-1（TAC項目別問題集 No.1068）

「都市計画法に基づき、開発許可を受けた開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があった後に当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築する場合であっても、都道府県知事の許可を受ける必要はない。（正）

- ・はじめに都計法 42 条 1 項本文の**意味**を「開発許可を受けたときの予定建築物「以外」の建築物を新築するのは原則NG」と理解することが大事。
- ・次に、同項ただし書の**意味**を「用途地域等が定められているときは、建築基準法 48 条に基づく用途制限により、適切な用途、規模に制限されるから例外的に新築できる」と理解し、覚えることが大事。

(2) 特に過去問の誤肢のポイントを覚えることが重要

- ・一級建築士試験は、ただし書の出題が多く、重箱の隅を付く出題が多い。
- ・誤肢のポイントを覚えていないと、本試験で重箱の隅を探すことは難しい。

(3) 内装制限（令 128 条の 4、令 128 条の 5）

内装制限を受ける建築物

令128条の3の2		無窓居室		⇒
令128条の4	1項	特殊建築物	一号 法別表1(1)(2)(4)項	
			二号 自動車車庫等	⇒
			三号 地階の特殊建築物	⇒
	2項	大規模の建築物	階数3以上 500㎡超	⇒
	3項		階数2 1,000㎡超 階数1 3,000㎡超	
4項	火気使用室		⇒	

内装の仕上げ

令128条の5	居室(又は当該部分)	通路
5項	準不燃以上	準不燃以上
1項	難燃以上 (※) (壁1.2m以下除く)	準不燃以上
2項	準不燃以上	準不燃以上
3項	準不燃以上	準不燃以上
4項	難燃以上 (壁1.2m以下除く)	準不燃以上
6項	準不燃以上	—

内装制限のポイント

※ 3階建て以上の建築物の居室の天井は準不燃材料等

- ① 通路はすべて「準不燃以上」が求められている。
- ② 内装制限では「不燃材料とした。」「準不燃材料とした。」という設問は、条文を見るまでもなく正しい。
- ③ 「学校等」は、内装制限を受けない。ただし、博物館、美術館、図書館は「学校等」に含まれず、令128条の4第2項、3項の規模に該当すれば内装制限を受ける。

「学校等」が出てくるところは次の3つ。

- ・ 令126条の2第1項二号（排煙設備）
- ・ 令126条の4第三号（非常用の照明装置）
- ・ 令128条の4第2項・3項 → 令128条の5第4項（内装制限）

4. 難解な条文の読み方、対策

(1) 条文のルールを知る

① 及び・並びに・又は・若しくは

法令用語	
及びと並びに 並列 英語の「and」 「両方」	①基本は「及び」 A及びB A、B及びC ②大小のくくりがある場合は 大きいほうに「並びに」を用いる A並びに(B、C及びD)
又はと若しくは 選択 英語の「or」 「いずれか」	①基本は「又は」 A又はB A、B又はC ②大小のくくりがある場合は 小さいほうに「若しくは」を用いる A又は(B、C若しくはD)
奈良大 「並びに」は大きくり・	弱小 「若しくは」は小さくり

← 補助的使用

■出題例 (法規 R06-25 改) (消防法。無窓階を有しないものとする。)

地上5階建てのホテルには、避難口誘導灯を設けなくてもよい。

(井澤式比較暗記法 [法規編] No. 31)

■解説 誤。ホテルは、消防法令別表1(5)項イに該当します。消防法令26条1項一
号により、全ての階で避難口誘導灯が必要です。ポイントは、この一号のなか
の「地階、無窓階及び11階以上の部分」がどこにかかるのか、です。

【誘導灯及び誘導標識に関する基準】

第26条 誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 避難口誘導灯 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項、(16)項イ、(16)2)項及び(16)3)項に掲げる防火対象物並びに同表(5)項口、(7)項、(8)項、(10)項から(15)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物の地階、無窓階及び11階以上の部分

図例【無窓階】規則5条の5➡

【誘導灯及び誘導標識に関する基準】

第26条 誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 避難口誘導灯 〔別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項、(16)項イ、(16)2)項及び(16)3)項に掲げる防火対象物並びに同表(5)項口、(7)項、(8)項、(10)項から(15)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物の地階、無窓階及び11階以上の部分〕

図例【無窓階】規則5条の5➡

- ② 列挙された名詞に付くカッコ（ ）は原則として直前の名詞に係る。
ただし、明らかな場合は全部に係ることもある。

例 1 (令 115 条の 3 第三号)

三 4項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が 10㎡以内のものを除く。)

例 2 (令 23 条 3 項)

3 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが 50cm 以下のもの(以下この項において「手すり等」という。)が設けられた場合における第 1 項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定する。

(2) まとまりに [] を付ける

- ・ 上記例を参照。

(3) ソフトオレンジマーカ、ソフトブルーマーカーの活用

(法 87 条の 3 第 1 項)

【建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和】

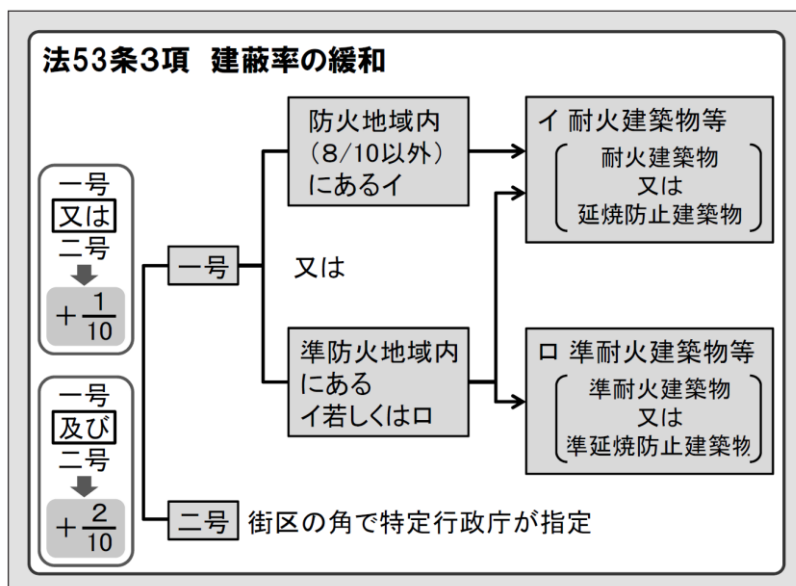
第 87 条の 3 非常災害があった場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。以下この条及び第 101 条第 1 項第十六号において同じ。）として使用するとき（その災害が発生した日から 1 月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

【建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和】

第 87 条の 3 非常災害があった場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。以下この条及び第 101 条第 1 項第十六号において同じ。）として使用するとき（その災害が発生した日から 1 月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

(4) 模式図を描く

- ③ 前2項の規定の適用については、**第一号又は第二号**のいずれかに該当する建築物にあっては第1項各号に定める数値に $\frac{1}{10}$ を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、**第一号及び第二号**に該当する建築物にあっては同項各号に定める数値に $\frac{2}{10}$ を加えたものをもって当該各号に定める数値とする。
- 一 **防火地域**（第1項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域を除外。）**内**にある**イ**に該当する建築物又は**準防火地域内**にある**イ**若しくは**ロ**のいずれかに該当する建築物
- イ **耐火建築物**又は**これと同等以上の延焼防止性能**（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の*1政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。ロにおいて同じ。）を有するものとして*2政令で定める建築物（以下この条及び第67条第1項において「耐火建築物等」という。）
- *1 政令【防火戸その他の防火設備】令109条→
- *2 政令【耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等】令135条の20第1項→
- 関連【延焼防止建築物】令136条の2第一号ロ→
- ロ **準耐火建築物**又は**これと同等以上の延焼防止性能**を有するものとして政令で定める建築物（耐火建築物等を除く。第8項及び第67条第1項において「準耐火建築物等」という。）
- *政令【耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等】令135条の20第2項→
- 関連【準延焼防止建築物】令136条の2第二号ロ→
- 二 **街区の角**にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物



5. 法規のタイパを上げる秘策

6. 問題集への線引き、マーカーの活用例 (井澤の問題集、法令集を見せます！)

- ・問題集の問題に下線などを引かず毎回きれいな状態で問題を解くのも意味のあることですが、**前回までの下線などが残った状態で問題を解くのも有効**です。
- ・例えば「容積率の算定の基礎となる延べ面積」はひとまとまりの用語なので、そこに下線を引いておくのです。
- ・法規の問題は一見では何が書いてあるのか、何を問われているのか分からないことが多いため、この方法が有効になります。
- ・いつもきれいな状態で問題を解く場合には「**①内容を理解する、覚える**」訓練よりも「**②何が書いてあるかを読み取る**」訓練に多くの時間をかけることとなります。
- ・本試験ではもちろん②も不可欠ですが、①も②に負けず劣らず重要です。①と②のバランスの問題です。①のためには、前回までの下線などが残った状態で問題を解くのも有効です。
- ・TAC生は、**項目別問題集**で下線を引くなど「**①内容を理解する、覚える**」訓練をし、きれいな**年度別問題集**で「**②何が書いてあるかを読み取る**」訓練を7年分行うことができます。確認テスト、中間テスト、GWの法規特訓テスト3回、直前テスト4回で、②の訓練はいくらでもできるのです。①の訓練に重点を置くのが「**法規限界突破の秘策**」の一つです！

第2編 建築基準法 第8節 構造強度

□□□	682	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。	R0711 -1			
□□□	683	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、4本以上としなければならない。	R0311 -4			
□□□	684	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。	R0112 -2			★★

第2編 建築基準法 第8節 構造強度

□□□	685	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。				
□□□	686	鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。				
□□□	687	鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。				
□□□	688	鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。				
□□□	689	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の <u>主筋</u> は、帯筋と緊結しなければならない。				
□□□	690	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物において、 <u>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造は、原則として、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等</u> に応じて、当該自然現象により想定される <u>衝撃が作用した場合においても破壊を生じさせないものとして</u> 、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。	R0413 -2			
□□□	691	<u>限界耐力計算を行う場合、特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要はない。</u>	R0712 -3			
□□□	692	鉄骨造の建築物において、 <u>限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200以下としないことができる。</u>	R0513 -1	H2812 -4		★★★
□□□	693	鉄骨造の建築物において、 <u>限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、250以下としなくてもよい。</u>	H2612 -2			★★★
□□□	694	鉄骨造の建築物において、 <u>限界耐力計算によって安全性を確かめる場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、250以下としなければならない。</u>	R0211 -4			★★★

7. 井澤式比較暗記法【法規編】いいねベスト3発表！ (2026/4/12 現在)

- 1位 [No. 24] 都市計画法「出題6パターン+α」 (Xいいね26件)
- 2位 [No. 48] 建築基準法「耐火構造と準耐火構造の決定的な違い」 (17件)
- 3位 [No. 30] 消防法「避難器具」 (14件)

<http://kentakushi-blog.tac-school.co.jp/>

8. GWの定例「法規 限界突破 2026」シリーズのご案内

①法規特訓テスト、②法改正出題予想講座、③告示出題予想講座

- ・パンフレット参照

9. 「やまかけ！実例建築物・建築作品・建築史 厳選92件テスト」 外部生販売のご案内

- ・パンフレット参照

質問タイム

以上

※ 視聴後アンケートへのご協力をお願いします。

TAC受講生もご協力ください。励みになります。

第1回 一級建築士(学科)法規 限界突破の秘策

実施日
4月15日(水)

「リモート受講」のボタンを押して参加してください。
参加後は「視聴後アンケート」で、ぜひご感想をお聞かせください (入金10,000円免除券コードが配信されます)

[視聴後アンケートはこちら]
https://lp.tac-school.co.jp/-20260415_03-LP22.html

※コンテンツの完了率は数分程度遅延することがあります

コンテンツ

1



ライブ配信モード

4月15日(水) 19:30開始

★一級建築士(学科)法規 限界突破の秘策

リモート受講

← 視聴後アンケート